

かずさ水道広域連合企業団郵便入札約款

(趣旨)

第1条 この約款は、かずさ水道広域連合企業団の発注に係る工事又は製造その他の請負及び物件の買入れその他の契約（財産の売払いを除く。）に係る競争入札のうち、郵送による入札（以下「郵便入札」という。）を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象案件等)

第2条 郵便入札の対象となる案件は、かずさ水道広域連合企業団制限付き一般競争入札実施要領（以下「制限付き一般競争入札実施要領」という。）第5条に規定する、かずさ水道広域連合企業団入札参加資格審査委員会又はかずさ水道広域連合企業団建設工事等契約事務取扱要綱（平成31年告示第19号）第4条に規定する、かずさ水道広域連合企業団建設工事等指名業者選定審査会で決定したものとする。

(公告又は通知書)

第3条 郵便入札の方法により入札を行う場合は、公告又は通知書（以下「公告等」）に、関係規程に基づく事項のほか、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 入札書、入札金額積算内訳書（当該入札に係る公告で提出が定めされた場合に限る。）、入札参加申請書、入札参加資格確認申請書及び資格確認資料（以下「入札書等」）の提出方法
- (2) 入札書等の到達期限
- (3) 入札書等の提出先
- (4) この約款の規定に反して提出された入札書を無効とする旨
- (5) 前各号に掲げるもののほか、かずさ水道広域連合企業団広域連合企業長（以下「広域連合企業長」という。）が必要と認める事項

(入札書等の提出方法)

第4条 入札書等は、一般書留又は簡易書留により郵送で提出しなければならない。

2 入札書等は、公告等で指定した到達期限までに、指定した提出先に到達しなければならない。

(入札に係る費用の負担)

第5条 郵便入札に係る費用については、入札の結果にかかわらず、入札参加者の負担とする。

(入札参加の申請方法)

第6条 郵便入札に参加を希望するものは、制限付き一般競争入札実施要領に

定める入札参加申請書(別記第4号様式)及び公告に示す提出書類に必要事項を記載し、第4条で定める方法により提出しなければならない。

- 2 前項の申請書を受理したときは、受付印を押印のうえ、1部を申請者に郵送にて返却するものとする。

(設計図書等の縦覧等)

第7条 当該事業の図面、仕様書、事業説明書及び契約書案等は、かずさ水道広域連合企業団ホームページ及びちば電子調達システムの入札情報サービスで公表するものとする。

- 2 入札参加者への第3条の通知書は、郵送により送付するものとする。

(入札書の提出方法)

第8条 入札書(様式第1号)を送付する場合は、二重封筒を用いることとし、内封筒に入札書を入れ、入札日、宛名、件名、場所、住所、商号又は名称及び代表者名又は代理人名を記載し、封かんするものとする。

- 2 前項の郵送用の外封筒は、封かんした入札書及び入札金額積算内訳書(当該入札に係る公告で提出が定めされた場合に限る。)を入れ、宛名を「かずさ水道広域連合企業団経理課管財班」とし、表側に「入札書在中」と朱書きとともに、入札参加者の住所、商号又は名称及び代表者名又は代理人名を記載し封かんするものとする。
- 3 複数の案件を1つの外封筒に封かんし提出する場合は、内封筒は、必ず1案件ごとに作成し封かんするものとし、全ての案件が指定した到達期限までに到達するよう提出しなければならない。

(入札書の保管等)

第9条 入札書が到達したときは、郵送用の外封筒を開封して入札書を封かんした内封筒を確認し、これを開札日時まで経理課管財班において厳重に保管するものとする。ただし、入札金額積算内訳書の提出が必要な入札の場合は、郵送用の外封筒を開封せず保管するものとする。

- 2 到達した入札書は、撤回、書換え又は引換えをすることができない。

(入札の辞退)

第10条 入札参加者が、入札を辞退しようとするときは、開札日の前日までに入札辞退届を郵送にて提出しなければならない。ただし、入札書の到達後の入札辞退は認めないものとする。

(無効となる入札)

第11条 かずさ水道広域連合企業団入札約款第7条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 指定した提出方法以外の方法で入札書等を提出した入札
- (2) 公告等に示した入札書等の到達期限を過ぎて到達した入札

(3) 前各号に掲げるもののほか、郵便入札に関する条件等に違反した入札
2 前項の規定により無効とされた入札書は、返却しないものとする。

(開札への立会い)

第 12 条 郵便入札の入札参加者のうち希望する者があるときは、開札に立ち会うことができる。なお、立会いを希望する場合は、開札日の前日までに経理課管財班に連絡をするものとする。

2 開札の立会いを希望する者がいない場合は、入札事務に関係のない職員が開札に立ち会うこととする。

(開札)

第 13 条 開札は、公告等に示した日時及び場所で行うものとする。

(保留)

第 14 条 開札後、次の各号のいずれかに該当する場合においては、落札決定を行わず、落札を保留する。

(1) 事後審査型の一般競争入札において、落札候補者の資格確認審査を実施するとき

(2) 低入札価格調査制度における低入札価格等に関する調査が必要なとき

(3) 発注者が特に必要と判断したとき

(落札者等の決定)

第 15 条 入札参加者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格を設けている場合は、最低制限価格以上の価格をもって入札をした者を落札者とする。また、低入札価格調査基準価格を設けている場合で、その基準価格を下回った価格をもって入札した者については、当該契約の内容に適合した履行がされないと認められるか否かを調査したうえで、落札者とする。

2 地方自治法施行令第 167 条の 10 第 1 項並びに第 167 条の 10 の 2 第 1 項及び第 2 項（第 167 条の 13 において準用する場合を含む。）の規定により契約を締結しようとする場合の落札者候補者又は落札者（以下「落札者等」という。）の決定方法は別に定める。

(同価格の入札者が 2 人以上ある場合の落札者等の決定)

第 16 条 落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、当該入札をした者を対象としたくじにより落札者を決定する。

2 くじの方法は、入札者があらかじめ入札書に記載した 3 衔のアラビア数字で構成される「くじ番号」及び郵送の際の一般書留又は簡易書留の引受番号（受領証に「お問い合わせ番号」として表記されたものをいう。）を別記に定める所定の計算式に当てはめて算出した結果によって落札者を決定する方法とする。

3 第14条により落札を保留とした入札においては、前2項のうち「落札者」とあるのは「審査順位」と読み替える。

(再度入札)

第17条 かずさ水道広域連合企業団（末端給水事業）建設工事入札予定価格事前公表取扱要領による入札以外で開札した場合において、各人の入札のうちに、予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札を行うものとする。ただし、低入札価格調査基準価格の調査した結果、調査対象者を落札者としない場合又は事後審査型の一般競争入札において、資格確認の審査を行い、資格確認対象者を落札者としない場合であって、予定価格の範囲内の入札がないときは、再度入札を行うことができる。

2 前項の場合において、再度入札の回数は原則として1回までとする。

3 第1項に規定する再度入札を行うときは、再度入札の通知文に件名、開札日時及び場所、1回目の最低入札価格、入札書の提出方法並びに到達期限を記載するものとする。

4 再度入札が終了するまでは、開札の結果を公表しないものとする。

(落札者等への通知等)

第18条 落札者等を決定したときは、速やかにその旨を当該落札者等に口頭又は書面により連絡する。

(入札参加資格確認申請等の提出方法)

第19条 制限付き一般競争入札実施要領第11条第4項の規定により、落札候補者が提出する、入札参加資格確認申請書（別記第8号様式）及び資格確認資料（以下「資格確認申請書類」）については、公告に示す提出書類に必要事項を記載し、第4条で定める方法により提出しなければならない。

(入札参加資格の確認及び落札者の決定)

第20条 広域連合企業長又はかずさ水道広域連合企業団処務規程第5条第1項に規定する専決事項に該当する事務局長は、落札候補者の入札参加資格の審査を行い、資格確認申請書類の到達日の翌日から3日以内に落札者を決定し書面により通知をするものとする。

2 入札参加資格がないと認めた者に対しては、制限付き一般競争入札実施要領に定める入札参加資格の確認結果について（別記第11号様式）により、入札参加資格を満たさない項目及び満たさない理由を書面により通知とともに、当該理由について説明を求めることができる旨を教示するものとする。

(入札の延期等)

第21条 広域連合企業長は、郵便入札において必要があると認めるときは、入札の延期又は中止をすることができる。

(異議の申し立て)

第22条 入札をした者は、入札後、この約款、設計図書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。郵便事故等により入札書等が到達期限までに到達しなかった場合についても同様とする。

(その他)

第23条 この約款及びかずさ水道広域連合企業団入札約款等、関係規程に定めるもののほか、郵便入札の実施に関し必要な事項は、広域連合企業長が別に定める。

附 則

- 1 この約款は、令和2年4月22日から施行する。ただし、この約款は、施行の日以後に公告等を行う入札について適用する。
- 2 この約款は、令和2年4月7日官報号外掲載の新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に関する公示を受けて施行するものであり、当該公示による緊急事態措置を実施すべき期間内において、かずさ水道広域連合企業団が公告等を行う制限付き一般競争入札及び指名競争入札に適用するものとする。

別記 郵便入札における「くじ」の方法について

かずさ水道広域連合企業団郵便入札約款に基づく「くじ」の方法は、次のとおりとする。

1 入札書の「くじ番号」欄に任意の値を記入

くじを行う場合に備えて、入札書の「くじ番号」欄に、入札書提出時にあらかじめ任意の3桁のアラビア数字「000～999」を記入する（「0」の桁も記入が必要）。なお、記入のない場合や1文字でも判別できない数字がある場合などは、「書留お問い合わせ番号」（11桁）の下3桁の数字を記載したものとみなす。

※くじ番号の記載がない場合は、全て000とします。

● 「書留お問い合わせ番号」とは

郵便追跡用に使用する番号で、次の合計11桁で構成され、書留の受領証に「お問い合わせ番号」として表示されているもの。「引受番号」ともいう。

「* * * * (3桁) - * * (2桁) - * * * * * (5桁) - * (1桁)」

2 くじの手順

- (1) 同額入札者に、「書留お問い合わせ番号」（11桁）の下4桁の小さいものから順に「抽選番号」（0, 1, 2, 3, …）を付与する。
※ 下4桁が同一の数字の場合は、下5桁目以降高い桁の数字を順次参照
- (2) 同額入札の入札書に記載された任意の「くじ番号」を合計し、その合計額を同額入札者の数で除し、「余り」を算出する。
- (3) 上記(1)の「抽選番号」と上記(2)の「余り」が一致した者を落札(候補)者とする。
- (4) 審査順位を決定する場合は、上記(3)で決定した落札候補者を「第1落札候補者」とし、「第1落札候補者」の「抽選番号」に1を加えた数が「抽選番号」である者を「第2落札候補者」とする（「第1落札候補者」の「抽選番号」に1を加えた数が「抽選番号」にない場合は、0が「抽選番号」である者を「第2落札候補者」とする）。
- (5) 「第3落札候補者」以降は、上記(4)の規定に準じて決定する。

(例) 入札参加者 4 者が同額入札の場合

(1) 「抽選番号」を付与

業者名	書留お問い合わせ番号	下 4 衡	下 5 衡目	抽選番号を付与
A社	123-45-67890-1	8901	—	1
B社	234-56-78901-2	9012	8	3
C社	345-67-80901-2	9012	0	2
D社	456-78-90123-4	1234	—	0

(2) くじ番号の和を求め、同額入札者数で除し、余りを算出

業者名	くじ番号
A社	0 8 3
B社	9 3 4
C社	2 7 1
D社	0 0 7



$$083 + 934 + 271 + 007 = 1295$$

$$1295 \div 4 \text{ 者} = \text{商 } 323 \quad (\text{余り} \cdots 3)$$

(3) 落札(候補)者等の決定

業者名	抽選番号	落札者決定の場合	審査順位決定の場合
A社	1		第 3 落札候補者
B社	3	落札者	第 1 落札候補者
C社	2		第 4 落札候補者
D社	0		第 2 落札候補者